

平成19年2月1日

規則第1号

熊本県後期高齢者医療広域連合長職務代理規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合の連合長及び副連合長にともに事故があるとき、又はともに欠けたときに、連合長の職務を代理する者は、事務局長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。